

いては、前項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

(削除)

は、前項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

5}

平成二十三年度における特別会計に関する法律の規定の適用については、第三項の規定によるほか

次表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百三十三	並びに	昭和六	民年金等改正法
条第十	昭	和六	民
三	和	六	年
十	十	十	金
三	三	三	等
十	十	十	改
三	三	三	正
一	法		
項	同()	同()	並びに
		平成十六年国民年金等改正法附則第十四条の三前段(年金給付遅延加算金支給法第七条第一項において適用する場合を含む。	

いては、前項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

(新規)

は、前項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)